千葉市監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、包括外部監査 の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表し ます。

平成29年1月31日

千葉市監査委員 清 水 謙 司

宮 原 清 貴

同 酒井伸二

同 石 井 茂 隆

28千総業第176号 平成29年1月18日

 千葉市監査委員
 清
 水
 謙
 司
 様

 同
 宮
 原
 清
 貴
 様

 同
 酒
 井
 伸
 二
 様

 同
 石
 井
 茂
 隆
 様

千葉市長 熊 谷 俊 人

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について(通知)

平成24年度及び平成26年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により別紙のとおり通知します。

平成24年度包括外部監査

監査のテーマ:市有財産の有効活用について

- 第3 監査の結果及び監査結果報告に添えて提出する意見
- 2. 橋梁・道路のアセットマネジメントについて

Ⅲ 監査の結果

監査の結果(指摘事項の概要)

(1) 道路についての長寿命化計画の立案 (報告書 P56)

道路についてのコスト発生のピークの平準化と コスト総額を縮減させるために、長寿命化計画を 立案すべきである。

実際の計画立案の方法としては、例えば東京都 町田市の「アセットマネジメント(道路資産の管 理計画)の取り組み」などが参考になると考えら れる。

町田市においては、管理する道路を①幹線・準幹線と②生活道路に分けて取り組んでいる。①幹線・準幹線については、路面性状調査のデータを活用して、将来の劣化の進み具合を推定、修繕発生コストを見積もり、計画的な修繕へと転換し、維持更新費用の平準化を行うことを目的とした計画(幹線・準幹線道路舗装管理計画)を策定している。この結果、優先順位に基づいた補修工事の実施と同時に市民への説明責任を発揮している。一方、②生活道路については、各土木事務所の道路パトロールなどによる舗装状況調査で、劣化の状況を把握、将来の修繕発生コストを見積もり、年度毎の費用の平準化を図ることを目的とした計画(生活道路舗装管理計画など)を策定している。

今後は千葉市においても、①幹線道路については、路面性状調査のデータを活用し、修繕発生コストを見積もることで中長期的な修繕計画を策定する必要がある。一方、②生活道路のうち交通量が多いなどの幹線道路に準じるような道路については、将来的に修繕計画に織り込むことが望まれる。

講じた措置

道路についての長寿命化計画の立案については、補修費の平準化、縮減を図りながら、舗装を良好に維持管理するため、予防保全型の維持管理手法を取り入れた「千葉市道路舗装維持管理計画」を平成27年12月に策定、公表した。

本計画では、路線の重要度に応じ、予防保全型の管理をする道路と事後保全型の管理をする道路に分類し、効果的・効率的な維持管理を行うこととした。

平成26年度包括外部監査

監査のテーマ:市が出資する公益財団法人(8法人)及び財政的援助を与えている公益社団法人(2法人)の出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課の事務の執行について

第3 外部監査の結果

Ⅱ 各論

- Ⅱ 3. 公益財団法人千葉市スポーツ振興財団、スポーツ振興課及び公園管理課に係る外部監査の結果
- 3-2. 稲毛ヨットハーバーの管理許可に基づく事業の実施について
- (3) 結果

監査の結果(指摘事項の概要)

⑧ プレジャーボートの停泊問題について【スポーツ振興財団・スポーツ振興課】(報告書 P106)

B社が保有するプレジャーボートについて、 平成 20 年以降係留を許可した後に、当該艇が稲 毛ョットハーバー安全運用規程第 2 条における 舟艇の定義に合わないことが明らかになり、係 留の可否が問題となった。同規程では、「舟艇」 とは、エンジン付きの場合、「監視協力艇及び監 視救助艇」に限定されている。これについて、 スポーツ振興財団内部で、係留してはいけない という規定もないこと及びスポーツ振興財団の 自主事業の事業協力艇としての役割を持たせる ことで、事業運営および収益性の両面から有益 と判断し、平成 26 年 4 月 1 日付で覚書を締結、 係留を許可している。なお、平成 25 年度につい ては利用料金を収受しているものの、文書によ る覚書は締結していない。

当該艇は、実際には監視協力艇または監視救助艇としての役割を果たしておらず、安全運用 規程違反である。

今後はこのような係留用浮桟橋に空きが生じた場合の活用に備えて安全運用規程を改訂されること及び法律的な問題が生じた場合には専門家に事前に相談して利用者によって不公平感のあるような運用にならないよう適切に対応されたい。

講じた措置

プレジャーボートの停泊問題については、当該 艇の所有者、稲毛ョットハーバーで活動している 青少年育成団体及びスポーツ振興財団の三者で 協議を行い、平成28年4月1日付けで青少年育 成団体が使用する監視協力艇及び監視救助艇と して係留を許可した。

なお、安全運用規程の改訂については、航行区域内の安全確保を図るため行わず、今後は原則どおり安全運用規程の定義に合わない舟艇の係留を許可しないこととした。